

自動販売機設置事業者
募集要項

令和 7 年 4 月

練 馬 区

(障害者施策推進課)

福祉作業所等一時移転施設（光が丘二丁目）に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和 7 年 4 月 21 日

練馬区長 前川 耀男

1 公募概要

(1) 設置自動販売機の種類

飲料用自動販売機

(2) 設置場所および設置台数等

別紙「個別要項」のとおり

(3) 設置期間

令和 7 年 6 月 2 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、練馬区（以下「区」という。）が行政財産の用途または目的のために必要が生じた場合は、行政財産使用許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は、区がやむを得ないと認める特段の理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

(4) スケジュール

質問受付期間	令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 4 月 27 日（日）午後 5 時まで
質問回答予定日	令和 7 年 5 月 2 日（金）
応募期間	令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで
事業者決定日（予定）	令和 7 年 5 月 9 日（金）

2 設置方法

本要項記載事項および別紙「個別要項」に従って選定する設置予定事業者からの、練馬区行政財産使用許可申請による設置とする。

3 選定方法

設置事業者の選定にあたっては、本要項記載事項および別紙「個別要項」に記載する条件を満たした事業者の中から、飲料の売上実績額に対する自動販売機納付金率が最も高い提案事業者を選定する。なお、自動販売機納付金率が同率の場合は、抽選により決定する。

4 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 東京都内に本店、支店、営業所またはそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) 申込開始日から契約締結日までに練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和 61 年 4 月 1 日練総契発第 394 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号または第 6 号の規定に該当しない者および練馬区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総契第 335 号）別表の各号に該当しない者であること。
- (6) 法人にあっては法人税、消費税および地方消費税に滞納がないこと。また、法人格を有していない場合にあっては、代表者の住民税に滞納がないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務について、東京都内の公共施設等に自ら管理・運営する 3 年以上の設置実績を有していること。

5 費用負担

設置事業者の負担する費用は次のとおりとする。

- (1) 行政財産使用料
使用面積に応じて徴収する。金額は別紙「個別要項」のとおり。
- (2) 自動販売機納付金
売上実績額（税込）に対して設置希望事業者が提示する定率を乗じて得た額に消費税を乗じて得た額。
- (3) 光熱水費
電気使用料については、子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格し、有効期限内のものに限る。）を設置し、指示値により計測した使用量により施設の電気料金（税込）を按分して算出した額とする。
水道設備を使用する自動販売機については、水道使用料についても、電気使用料の負担方法を準用する。ただし、水道使用量については、設置する自動販売機が一定量の水道水を販売飲料のカップに注ぐ機器であって、かつ販売飲料の売上杯数に機器の一定量の水道使用量を乗じて算出することにより毎月の水道使用量を設置運営事業者が区に報告できるものであるときは、これによる水道使用量を用いることができるものと

する。

- (4) 自動販売機の設置および撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用

6 設置条件

(1) 販売品

- ① 販売品目の容器はプラスチックごみの削減を推進するため、飲料水、お茶およびスポーツドリンクを除き、原則として、缶・びんとする。
- ② 飲料については国内に広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ③ 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、販売品目については、施設利用者のニーズ等により品目の変更をする必要がある場合は、設置事業者と区で調整のうえ決定すること。

(2) 自動販売機の機器等

- ① 自動販売機は、ヒートポンプ方式や、低 GWP・ノンフロン型などの省エネ・環境配慮型とすること。また、照明の自動点灯や減光を行い、消費電力の削減に努めること。
- ② デザイン、外観色については公共施設の景観に配慮した機器とすること。また、自動販売機の管理および販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示は行わないこと。
- ③ 自動販売機の設置者（管理責任者）の氏名、住所、電話番号を記入した「自販機統一ステッカー」を貼付し、故障や釣銭切れが発生した場合の連絡先を利用者に明示すること。

(3) 維持管理

- ① 販売品の賞味期限の管理、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 売上金の回収、釣銭の補充などの金銭管理を適切に行うこと。
- ③ 自動販売機の問合せ、故障ならびに苦情については設置運営事業者の責任において対応すること。また、自動販売機の故障、苦情などのトラブル発生時には、迅速に現地で対応できる体制を取ること。
- ④ 使用済み容器は分別回収およびリサイクルを行うなど適切に処理するとともに、使用済み容器回収ボックスから使用済み容器があふれ出さないように定期的に回収して自動販売機周辺の環境美化に努めること。なお、使用済み容器回収ボックスの設置場所については、区の指定する場所に設置すること。
- ⑤ 販売品等の搬出入の方法、時間等については区の指示に従うこと。
- ⑥ 設置運営した自動販売機における毎月の販売個数および売上金額を指定する日までに区に報告すること。

(4) 法令遵守

- ① 関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

- ② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）等を遵守し、犯罪防止に努めること。
 - ③ 自動販売機を設置するにあたっては、日本産業規格「自動販売機の据付基準」および日本自動販売システム機械工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
 - ④ 衛生管理および感染症対策については、「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」や「食品、添加物等の規格基準」、日本自動販売協会および日本自動販売システム機械工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領および規格基準」などの関係法令等の遵守・徹底を図ること。
- (5) 原状回復
- 設置運営事業者は、許可期間が満了または許可を取消された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置運営事業者は一切の補償を区に対し請求することはできない。
- (6) その他
- ① 行政財産使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに納入すること。ただし、納付期限の日が金融機関の休日にあたる場合、翌営業日を納付期限とする。
 - ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- (7) 個別条件
- 別紙「個別要項」のとおり

7 応募手続き等

- (1) 応募期間：令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで
- (2) 申込方法：持参または郵送
- (3) 提出書類：
 - ア 応募申込書
 - イ 提案書
 - ウ 設置予定自動販売機機種説明書
 - エ 宣誓書
 - オ 実績報告書（自動販売機の設置業務について、東京都内の公共施設等に、自ら管理・運営する 3 年以上の設置実績を記載すること）
 - カ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行日から 3 か月以内＜法人のみ＞
 - キ 納税証明税書その 3 の 3（法人税と消費税および地方消費税）発行日から 3 か月以内＜法人のみ＞
 - ク 確定申告書収支内訳書、または青色申告決算書（貸借対照表含む）のいずれか直近 3 か年分の控え（収受印押印のもの）の写し（申込日に取得できる直近の年分のもの）＜個人のみ＞

ケ 住民票および都内で事業を営んでいることを確認できるもの<個人のみ>

(4) 提出先：別紙「個別要項」記載のとおり

(5) 質問の受付：質問については、「自動販売機設置運営事業者募集に関する質問票」に質問事項を記入の上、メールにより送付すること。

※電話や口頭での質問は一切受けられないのでご注意ください。

※質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで、質問者だけでなく、応募者すべてにメールで回答します。

質問票提出先：別紙「個別事項」記載のとおり

質問票受付期間：令和7年4月21日（月）から令和7年4月27日（日）午後5時まで

回答送付予定日：令和7年5月2日（金）

8 設置予定事業者の決定日（予定）

令和7年5月9日（金）

9 設置予定事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名を通知する。また、契約締結後、区ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

10 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、契約解除します。なお、使用許可の取消および契約解除があった場合、次点の提案書提出事業者を繰上げて設置予定事業者とします。

- (1) 設置予定事業者が指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかったとき
- (2) 使用財産を区が公用または公共用に供するために必要とするとき
- (3) 設置予定事業者が許可の条件に違反したとき
- (4) 使用財産を区が売却するとき
- (5) 設置予定事業者が応募の資格を失ったとき

11 その他

(1) 選考の無効

次の応募は無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者の提出したもの
- ② 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出したもの
- ③ FAXまたは電子メールによるもの
- ④ 記名押印のないもの
- ⑤ 必要な事項を確認できないもの

- ⑥ 同一人が同一事項または同一物件について2以上の応募をしたもの
- ⑦ 応募期間を過ぎて応募申込書等を提出したもの
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 手続き

自動販売機設置に当たっては、自動販売機の設置による販売に関する契約を締結する必要がある（別紙「福祉作業所等一時移転施設（光が丘二丁目）における自動販売機の設置による販売に関する契約書」）。また、別途、行政財産使用許可申請を行う必要がある（別紙「行政財産使用許可申請書（第3号様式）」）。